

広島県選挙管理委員会告示第七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和七年九月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	医療法人ハートフル アマノリハビリテーション病院	廿日市市陽光台五丁目 9 番	名称	医療法人ハートフルアマノ病院
			所在地	廿日市市串戸五丁目 1 番35号